

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 社会福祉施設経営相談室 TEL 076(432)6219 FAX 076(432)6532

富山県 賃上げサポート補助金

生産性改善・賃上げに取組む中小企業を支援するため、「富山県賃上げサポート補助金」が新設されています。

- 1. 補助対象は、富山労働局から下記①の業務改善助成金の支給を受けた富山県内の事業場
 - ① 令和4年4月1日以降に、富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金で、令和5年 2月28日までに、交付額確定通知を受けていること。
 - ② 補助率は、対象費用の1/10 (一律)で、上限額があり国の助成上限額の1/10。
- 2. 申請方法

申請書は現在受付中で、**令和5年3月10日(金)までに、業務改善助成金の交付額確定** 通知書を添付の上、所定の申請書類を、富山県労働政策課に提出が必要です。(予算の範囲 内での交付するため、申請期限内に受付を終了する場合もあり。)

- 3. 申請の書類
 - ① 様式第1号(第4条関係) 富山県賃上げ補助金交付申請書兼実績報告書
 - ② 県様式第2号 申請総括表
 - ③ 業務改善助成金の交付額確定通知書の写し
 - ④ 業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写し
 - ⑤ その他知事が必要と認める書類
- 4. 業務改善助成金について
 - (1) 賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資に要した費用の一部を助成
 - (2) 富山労働局に申請書と、事業実施計画を提出
 - ▶ 審査
 - (3) 交付決定後、計画に沿って事業実施

.II.

- (4) 富山労働局に事業実施結果を報告
 - ₩ 審査
- (5) 支給(交付額確定通知を受ける)
 - ⇒ 富山県に申請書、業務改善助成金の交付額確定通知書を提出
- (6) 支給(富山県賃上げサポート補助金)

《 詳細については、富山県 商工労働部 労働政策課にお問い合わせください。》



施設経営のQ&A 専門相談員が、的確にお答えします。 労務管理、会計・税務等の様々な問題に

「計算書類の注記(1)|

計算書類の注記についてその概要を教えて 下さい。

計算書類の注記は「資金収支計算書」「事業活動」 計算書」「貸借対照表」に関して、その作成基準や その他重要な項目を補足して説明するものであり、 決算の開示情報として極めて重要なものです。

「社会福祉法人会計基準」では計算書類に注記 すべき事項として次の 16 項目が挙げられていま す。

- (1)継続事業の前提に関する注記
- (2)重要な会計方針(資産の評価基準及び評価 方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計 上基準等計算書類の作成に関するもの)
- (3) 重要な会計方針の変更(その旨、変更の理由 及び当該変更による影響額)
- (4)法人で採用する退職給付制度
- (5)法人が作成する計算書類等と拠点区分、サ ービス区分(拠点が作成する計算書類とサ ービス区分)
- (6)基本財産の増減の内容及び金額
- (7)基本金又は固定資産の売却若しくは処分に 係る国庫補助金等特別積立金の取崩し(そ の旨、その理由及び金額)
- (8)担保に供している資産
- (9)有形固定資産の取得価額、減価償却累計額 及び当期末残高(有形固定資産について減 価償却額を直接控除した残額のみを記載し た場合) 【以下次頁へ続く】

「業務改善助成金について |

どのような要件を満たせば補助対象事業者に なれますか

事業所内の最低賃金を一定額以上引上げ、設備 投資等の場合、その費用の一部を助成されます。

又、申請期限は、令和5年1月31日(事業完了 期限は、令和5年3月31日)

- ※補助対象事業者の、富山県賃上げサポート補助 金は、(1)富山県内に事業所があり、(2)富山労働 局に交付申請を行い令和5年2月28日までに 交付確定の通知を受けていること。(3)助成金の 支給決定通知書及び、当該事業場の労働者の時 間当たりの賃金額の引上げを明らかにする事業 者であること。(4)労働基準法等の法令の遵守。
 - (5) 国又は地方公共団体の各種助成金を、過去3年 以内に不正受給をした事業者でないこと。

※業務改善助成金申請期限(令和5年2月25日)

	補助金			
コース区分	引上げ額	引き上げる労 働者数	助成上限額	補助上限額
		1人	30 万円	3 万円
30円	30円	2~3人	50	5
コース	以上	4~6人	70	7
		7人以上	100	10
		10人以上	120	12
		1人	45	4.5
45円	45円	2~3人	70	7
コース	以上	4~6人	100	10
		7人以上	150	15
		10人以上	180	18
		1人	60	6
60円	60円	2~3人	90	9
コース	以上	4~6人	150	15
		7人以上	230	23
		10人以上	300	30
		1人	90	9
90円	90円	2~3人	150	15
コース	以上	4~6人	270	27
		7人以上	450	45
		10人以上	600	60

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜~金曜 祝祭日年末年始休み <u>※できるだけ「FAX経営相談票」を</u> Mail: <u>manji@wel.pref.toyama.jp</u> 専用 TEL: 076-432-6219 FAX: 076-432-6532 ご利用ください

https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/ (富山県社協 IP→相談する→福祉施設の経営相談)

===前頁 施設経営Q&A「計算書類の注記(1)」の続き===

- (10)債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)
- (11)満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (12) 関連当事者との取引の内容
- (13)重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象
- (15) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け(その旨及び概要)
- (16) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類の注記は「法人全体で記載するもの」と「拠点区分で記載するもの」の2種類ありますが、法人全体の注記では、各拠点区分の内訳等は表示されないため、拠点区分別の情報は、拠点区分用の注記で確認する必要があります。項目は同一であっても、情報の内容は異なるため、それぞれに注記を要することとしており、同一項目についてもどちらかを省略することはできません。

ただし、「継続事業の前提に関する注記」「関連当事者との取引の内容」「重要な偶発債務」「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の注記については、その注記としての性質上、法人全体のみ注記することとしています。

以上

[PR]



富山県社協経営相談室 萬治 宛 FAX 076-432-6532

「法律問題研修」に関するご案内とお願い

令和5年2月8日	(水)	「社会福祉法人法律問題研修」	の開催を予定して
います。			

この研修会で、学びたい内容・知りたい項目等がありましたら、事務局まで ご意見をお寄せください。可能な限り講義に反映させたいと考えております。 ※ご意見は、11月20日〆とします。「社会福祉法人法律問題研修」の開催案内は、後日 改めてご案内します。